

令和6年度 綾町立綾中学校 部活動運営規則

R 6 . 4 . 1

1 部活動の目的

- (1) 自発的・自主的により高い技能の習得に向けて継続して努力し、充実感や達成感を味わうことで、学校生活を豊かなものにする。
- (2) 共通の目標をもった仲間と切磋琢磨する中で、自主性、協調性、責任感、連帯感などを養う。
- (3) 対外試合やコンクール等に学校代表として参加することを通して、規範意識を身に付け、社会的視野を広める。

2 部活動の運営方針

- (1) 文化系活動と体育系活動を設ける。部の構成については、学校運営を考慮し、職員会で審議し、学校長が決定する。ただし次の条件を備えなければならない。
 - ① 活動するのに必要な人員の入部があること。
 - ② 部活動顧問または継続的に指導可能な外部指導者の指導が受けられること。
 - ③ 社会体育部活動については、中体連主催の大会に引率業務を行う職員を配置できること。
- (2) 生徒の自主的入部を原則とし、学校内部活動については、学校職員の顧問を配置し、指導にあたる。社会体育部活動については、社会体育の指導者の計画のもと、活動に当たる。
- (3) 外部指導者については、学校長が依頼し、中体連主催大会のベンチ入り登録申請を行う。
- (4) 部顧問会、主将連合会、保護者代表者会を開き、部の相互関係と協力に役立てる。
- (5) 活動に必要な人員が確保できず、合同チーム等の措置も適用できない場合、休部または廃部（募集停止）について職員会で審議し、学校長が決定する。原則として、学校内部活動については3年連続で入部者がいない場合に廃部とする。

3 入退部について

- (1) 入部を希望する生徒は、保護者の承諾を得て、部活動入部願を提出し、学級担任の確認・部顧問の許可を受けるものとする。なお、2・3年生については継続願とし、新入生の正式入部は4月16日からとする。
- (2) 退部を希望する生徒は、顧問や学級担任と相談の上、保護者の承諾を得て、部活動退部届を提出し、学級担任の確認・部顧問の許可を受けるものとする。

4 部活動生の心得

- (1) 社会のきまりを守る。
- (2) 学校生活のきまりを守り、まじめに学習に取り組む。
- (3) キャプテン（部長）を中心に、仲間と協力して活動する。
- (4) 礼儀正しい態度や行動に心がける。
- (5) 体調管理に努め、早めの治療を行う。
- (6) 奉仕活動に積極的に取り組む。

5 部室使用規定

- (1) 部室としての使用目的以外で使用することはできない。
- (2) 全顧問の共通理解において使用が許可されるものとし、各部の判断や個人的な承認で使用目的や方法を変更することはできない。
- (3) 飲食は一切禁止とする。
- (4) 定期的に清掃を行う。共有する場所については当番を決めて行う。
- (5) 毎年3月に総点検を行い、4月に割り当てを替える。
- (6) 部室使用規定が守られなかった場合は、使用を中止する。

6 活動時間

	終了時刻	下校完了時刻
通常	17:30	17:45
6校時カット	17:00	17:15
体育大会期間中	17:45	18:00

※ 平日2時間、休業日3時間を超えないように各部活動で設定を行う。ただし、終了、下校完了時刻を越えて活動は行わない。5、6校時カットや長期休業中においても下校完了時刻は最長17:45とする。

※ 上記の時間を原則とし、時期、天候等を考慮し、弾力的に行う。

※ 登下校時、暗い時には反射タスキを着用する。

※ 1年生の4月は、入部届を提出していない場合は16:45終了、17:00下校完了とする。提出している生徒に関しても部活動ごとに生徒の体力等を配慮して行う。

7 申し合わせ事項

- (1) 部活動に所属している生徒に、生徒指導上の問題行動があった場合、部顧問は所属学年と連携を取り、職員会で報告し、職員の総意を得て反省を促す活動をさせることもある。期間については1週間以内とする。学年との連携を図り、過重な活動とならないよう配慮する。
- (2) 中体連申し合わせ事項に則り、問題行動（法律違反、校則違反、人間関係のトラブルなど）が発生した場合は、個人またはチームの大会出場を認めない処置をとることができる。部活動顧問会で審議し、学校長が決定する。
- (3) (1) (2) 以外にも下記の事項が守られない場合については、指導を行い、2

度目以降は活動停止等の処置をする。

① 早朝・昼休みの練習は、原則的に禁止する。

② 定められた活動時間・下校時間を守る。

③ 活動場所の清掃・整備を行う。

④ 休日の活動においても学校で不要物としているものを持ち込まない。

(4) 定期テスト3日前より活動停止とする。ただし、大会前やコンクール前等は時間を制限して活動を許可する場合がある。

(5) 休養日については、以下のとおりに設定する。

①学期中の休養日の設定

週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上または3か月で12日以上休養日を設ける。)第3日曜日は、原則として部活動を実施しないこととする。休業日に連日活動した場合は、以後6週間以内に休養日を他の日に振り替える。

②長期休業中の休養日の設定

学期中の休養日の設定とは異なり、平日、土日祝日を問わず週当たり2日以上の休養日を設ける。ただし、第3日曜日は、原則として部活動を実施しないこととする。

生徒が十分な休養を取ることができるとともに、多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(6) 活動中に事故が発生した場合、部顧問・担当者は学校長・養護教諭に報告する。

(7) 社会体育としての活動は、全て保護者の責任において行われるものとする。学校管理下でない場合、日本スポーツ振興センターの保険の適用はできないため、あらかじめスポーツ傷害保険等に加入しておくことが望ましい。